

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1001F(2)

鋼製ドラム, 内面塗装, 200L

制定 昭和44年 3月15日

改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1001F (鋼製ドラム, 内面塗装, 200L) についてのものであり, DSP Z 1001F(1) を含め累積記載されている。この改正票は DSP Z 1001F と併用される。

1.4 a) 規格

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)” を “JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)” に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム” を “JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム” に改める。

1.4 b) 法令等 中“工業標準化法(昭和24年法律第185号)” を “産業標準化法(昭和24年法律第185号)” に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)” を “産業標準化法(昭和24年法律第185号)” に改める。

2.6 品質 を次のように改める。

2.6 品質

品質は, JIS Z 1601 によるほか, 充填する航空燃料に悪影響を与えないものとする。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2 — 品質保証

検査項目		試験方法	判定基準	
材料		—	2.2の規定による。	
構造・形状・寸法・容量・質量			2.3の規定による。	
口金			2.4の規定による。	
塗装			2.5の規定による。	
品質	外観		2.6の規定による。	
	性能	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条に基づいて、登録検査機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)」による。(以下、危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)という。)	危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)の規定による。	
				気密性
				落下強度
耐圧(水圧)性				
	積重ね強度			
製品の表示		—	2.7の規定による。	
注 ²⁾ (一財)日本舶用品検定協会				

4.1 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、内面塗装見本とともに、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(一財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

鋼製ドラム, 内面塗装, 200L

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は, 航空機に使用する燃料(以下, 航空燃料という。)の貯蔵及び輸送に容器として用いる内面塗装を施した呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下, ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は, 表 1 による。

表 1 - 種類

種類	物品番号
1.2 mm	8110-162-2115-5
1.6 mm	8110-011-9951-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は, 仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 内面塗装, 200 L, 1.2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は, この仕様書に規定する範囲内において, この仕様書の一部を成すものであり, 入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5572 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5600-5-1 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5600-5-2 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第2節:耐カッピング性

J I S K 5600-5-3 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第3節:耐おもり落下性

J I S K 5600-5-4 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第4節:引っかき硬度(鉛筆法)

J I S K 5600-5-6 塗料一般試験方法-第5部:塗膜の機械的性質-第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5600-6-1 塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5600-6-2 塗料一般試験方法-第6部:塗膜の化学的性質-第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5600-7-1 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5651 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1604 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8201 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

Z 1001F

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1601に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1601による。ただし、塗料については、次による。

- a) 内面塗料は、エポキシ系樹脂塗料を用いる。ただし、使用する顔料は、酸化チタン(ルチル形)とし、塗色は、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、白色とする。
- b) 外面塗料は、J I S K 5572の2種若しくはJ I S K 5651の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色はN D S Z 8201の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1601のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級のものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)のチャイムには覆輪をつける。ドラム(ドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級)の内面は、内面塗料で塗装し、覆輪の内面は外面塗料で塗装する。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1604の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/₄(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめつき)とし、フランジ(ユニクロめつき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1601によるほか、次による。

- a) 内面塗装は、下地処理(ミルスケール、さび、油等有害異物の除去等)を行った後、2.2 a)の塗料を焼付け塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さ及び使用塗料の塗膜の性状は次による。ただし、特に調達要領指定書によって指定する場合は、口金は内面塗装しないものとする。
 - 1) 乾燥塗膜の厚さは、15 μm～30 μmとする。
 - 2) 使用塗料の塗膜の性状は、航空燃料の品質に害を与えず長期の使用に耐えるもので、付表1の規定に適合するものでなければならない。
- b) 外面塗装は、2.2 b)の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μm～25 μmとする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1601によるほか、充てんする航空燃料に悪影響を与えないものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1601によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。また、胴体には赤[N D S Z 8201の色番号2104赤(1)を標準とする。]の塗料で100 mm幅の帯1本を塗装する。帯の位置は、特に指定する場合を除き胴体中央部とする。

3 品質保証

検査は、表 2 によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2 - 品質保証

検査項目		試験方法	判定基準	
材料		—	2.2の規定による。	
構造・形状・寸法・容量・質量			2.3の規定による。	
口金			2.4の規定による。	
塗装			2.5の規定による。	
品質			2.6の規定による。	
品質	外観	J I S Z 1 6 0 1 による。	J I S Z 1 6 0 1 の附属書 1 (規定) による。	
	性能			気密性
				落下強度
				耐圧性
	積重ね強度			
製品の表示		—	2.7の規定による。	

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

承認用見本等は、次による。

- a) 契約の相手方は、製造に先立ち承認用見本として、内面塗装見本(200 mm×50 mmのドラム胴体に用いる鋼板に塗装を施したもの。)及び内面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるものを契約担当官等に3部提出し、塗装についての承認を得なければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合は、内面塗装見本に代えて製品検査証明書又はこれに準ずるものを3部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、内面塗装見本とともに、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュポン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

付表 1 - 塗膜の性状

項目	規定	試験方法
引っかき硬度(鉛筆法)	2H以上	J I S K 5 6 0 0 - 5 - 4 による。
耐屈曲性 (円筒形マンドレル法)	直径3 mmの折り曲げで、割れ及びはがれができないものとする。	J I S K 5 6 0 0 - 5 - 1 による。
耐おもり落下性	50 cmの高さから落としたおもりの衝撃で、割れ及びはがれができないものとする。	J I S K 5 6 0 0 - 5 - 3 のデュポン式による。
付着性 (クロスカット法)	カットの縁が完全に滑らかで、どの格子の目にもはがれないものとする。	J I S K 5 6 0 0 - 5 - 6 による。
耐カップリング性	押し込み深さ8.0 mm以上	J I S K 5 6 0 0 - 5 - 2 による。
耐酸性	硫酸(試薬特級)の5 %水溶液に23 °C±2 °Cで60日間浸しても異常がないものとする。	J I S K 5 6 0 0 - 6 - 1 の方法1(浸せき法)による。
耐アルカリ性	水酸化ナトリウム(試薬特級)の20 %水溶液に23 °C±2 °Cで180日間浸しても異常がないものとする。	
耐塩水性	塩化ナトリウム(試薬特級)の10 %水溶液に23 °C±2 °Cで180日間浸しても異常がないものとする。	
耐揮発油性	航空燃料に23 °C±2 °Cで180日間浸しても異常がないものとする。	